

# 実地指導における指導事項について (有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅)



宮崎県福祉保健部指導監査・援護課



# 内容

- ① 実地指導の流れ
- ② 指摘事項の例



# ① 実地指導の流れ



# 実地指導の流れ

- ①日程調整
- ②実施通知の送付 (県→事業所)
- ③書類の確認やヒアリングの実施
- ④結果通知の送付 (県→事業所)
- ⑤改善報告書の提出 (事業所→県)



## ② 指摘事項の例



# 令和6年度の指摘の傾向

## 運営指導指針

- ・業務継続計画の策定等
- ・衛生管理等
- ・職員の兼務
- ・高齢者虐待の防止のための措置
- ・身体的拘束等
- ・利用料等
- ・契約内容等
- ・重要事項の説明等
- ・事故発生時の対応



# 指摘事項の例

## 事例①

### 業務継続計画の策定等

(例)

- ・感染症、非常災害時に係る業務継続計画を策定するとともに、必要な研修及び訓練を実施すること

感染症及び非常災害時の業務継続計画を策定し、従業員に周知してください。また、必要な研修及び訓練についても定期的に実施してください。なお、定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画を変更してください。

# 指摘事項の例

## 事例②

### 身体的拘束等

(例)

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。また指針の整備を行うこと。

→ 身体的拘束を施設内で行っていない場合でも3月に1回以上の委員会の開催が必要であるほか、指針の整備、定期的な研修も必要です。

# 指摘事項の例

## 【参考】身体的拘束の三原則

### ①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

### ②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

### ③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であること。



# 指摘事項の例

## 事例③

### 契約内容等

(例)

- ・入居契約書において、居室の概要が現状と相違しているため、見直しを行うこと。
- ・その他サービスの利用料について、現状に即した内訳を記載すること。

居室数や利用料について、記載内容が現状に即していない場合指摘事項となることがあります。



## 指摘事項の例

事例④

### 重要事項の説明等

(例)

- ・重要事項説明書における有料老人ホームの居室の状況が現状に即していない
- ・「別添1（別に実施する介護保険サービス一覧表）」、「別添2（個別選択による介護サービス一覧表）」の書類について添付していない

重要事項説明書の記載内容が現状に即していない場合、指摘事項となる場合があります。



なお、修正後は県へ変更届を速やかに提出してください。



提出先は**長寿介護課**です。

# 指摘事項の例

## 事例⑤

### 事故発生時の対応

(例)

- ・離設、誤薬の事故について、県に報告されていないことが判明したので、ほかに事故報告が漏れているものがないか再度確認を行い、未報告分については県へ報告すること

事故（例：骨折、誤薬等）が発生した際には、

→ 事故報告書を速やかに県へ提出してください。

提出先は**長寿介護課**です。

